

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告示
 - 生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件 四三五
 - 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 四三五
 - 土地改良区の定款の変更を認可した件四件 四三五
 - 道路の区域を変更する件七件 四三六
 - 道路の供用を開始する件四件 四三六
 - 電線共同溝を整備すべき道路として指定した件 四三九
 - 土砂災害警戒区域の指定を解除する件 四四〇
 - 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する件 四四〇
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する件 四四〇
 - 都市計画を変更した件三件 四四〇
- 公告
 - 一般競争入札を行う件二件 四四二
- 福島県公安委員会
 - 道路交通法により運転免許取得者等教育の認定をした件 四四四
 - 道路交通法により運転免許取得者等検査の認定をした件 四四四
- 福島海区漁業調整委員会
 - 河口付近はえなわ漁業について指示する件 四四七

告 示

福島県告示第六百四十九号
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当さ

せる機関を次のとおり指定した。
令和四年九月三十日

福島県知事 内堀 雅 雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
白河旭町薬局	白河市旭町二一六四	令和四年八月一日
ウエルシア薬局二本松安達店	二本松市油井字瀧石二七一一	同年九月一日
在宅看護センター陽だまり訪問看護リハビリステーション	田村郡三春町桜ヶ丘三丁目四一九	令和二年七月一日

（社会福祉課）

福島県告示第六百五十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。
令和四年九月三十日

福島県知事 内堀 雅 雄

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
大久保クリニック	田村市船引町船引字扇田二一一	令和四年八月三十一日
霊山トレーニングセンター診療所	伊達市霊山町石田字彦平一一一八	同日

（社会福祉課）

福島県告示第六百五十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、穴堰水

系土地改良区から令和四年九月九日付けで申請のあった定款の変更について、同月二十二日認可した。

令和四年九月三十日

福島県知事 内 堀 雅 雄
(農村計画課)

福島県告示第六百五十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、会津宮川土地改良区から令和四年九月十二日付けで申請のあった定款の変更について、同月十二日認可した。

令和四年九月三十日

福島県知事 内 堀 雅 雄
(農村計画課)

福島県告示第六百五十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、布藤堰土地改良区から令和四年八月二十六日付けで申請のあった定款の変更について、同月九月二十二日認可した。

令和四年九月三十日

福島県知事 内 堀 雅 雄
(農村計画課)

福島県告示第六百五十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、会津坂下町只見川土地改良区から令和四年九月十五日付けで申請のあった定款の変更について、同月二十二日認可した。

令和四年九月三十日

福島県知事 内 堀 雅 雄
(農村計画課)

福島県告示第六百五十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で令和四年九月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年九月三十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前	敷地の幅員	延 長
-----	-----	-----	-------	-----

一般国道 三四九号	東白川郡矢祭町大字下 関内内字新屋二一番二 地先から 同 郡同 町大字小 田川字中山一〇八番七 地先まで	の変更前 A 五・五〇 二八・〇〇	(メートル)	二、四四六・八
		の変更後 B 一三・〇〇 六五・〇〇		二、八五〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第六百五十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で令和四年九月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年九月三十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道須賀 川二本松 線	郡山市富久山町久保田 字久保田一一五番四地 先から 同 市富久山町福原字 東一〇番一地先まで	の変更前 A 一〇・二〇 一一・八〇		一、四九四・七
	郡山市富久山町久保田 字久保田一一五番四地 先から 同 市富久山町福原字 東一〇番一地先まで 郡山市富久山町福原字 東一四番五地先から 同 市富久山町福原字 陣場七三番二地先まで	の変更後 A 一〇・二〇 一一・八〇 B 二〇・五〇 二二・七〇		一、四九四・七 一、五九七・九

福島県告示第六百五十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で令和四年九月三十日から二週間一般の縦覧に供する。
令和四年九月三十日

福島県知事 内堀雅雄

(道路計画課)

路線名	区間	変更前の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
県道棚倉 矢吹線	西白河郡中島村大字中 島字天神前一八九番一 地先から 同 郡同 村大字二 子塚字山神山二番一 地先まで	変更前 A 七・〇〇 三二・九 B 一三・〇〇 五八・〇 変更後 B 一三・〇〇 三一・九	一、八四九・四 一、八九八・〇	一、八九八・〇

(道路計画課)

福島県告示第六百五十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で令和四年九月三十日から二週間一般の縦覧に供する。
令和四年九月三十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区間	変更前の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
県道塙泉 崎線	西白河郡中島村大字中 島字天神前一八九番一 地先から 同 郡同 村大字川 原田字下町七〇番地先	変更前 A 六・〇〇 三一・九	七八五・〇	

福島県告示第六百五十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和四年九月三十日から二週間一般の縦覧に供する。
令和四年九月三十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区間	変更前の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
県道富岡 大越線	双葉郡富岡町大字上手 岡字下千里一三九番地 先から 同 郡同 町大字上手 岡字上千里八番地先ま で 双葉郡富岡町大字上手 岡字下千里一三九番地 先から 同 郡同 町大字上手 岡字後田四六番三地先	変更前 A 五・九〇 一八・四 B 一〇・四 四七・二	一、一〇五・三	八二七・七

(道路計画課)

路線名	区間	変更前の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
県道富岡 大越線	双葉郡富岡町大字上手 岡字下千里一三九番地 先から 同 郡同 町大字上手 岡字上千里八番地先ま で 双葉郡富岡町大字上手 岡字下千里一三九番地 先から 同 郡同 町大字上手 岡字後田四六番三地先	変更前 A 五・九〇 一八・四 B 一〇・四 四七・二	一、一〇五・三	七七八・〇

福島県告示第六百六十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に
ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路
計画課及び福島県南建設事務所で令和四年九月三十日から二週間一般の縦覧に供する。
令和四年九月三十日

福島県知事 内堀 雅 雄

(道路計画課)

路線名	区 間	変更前 の 変更後 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 三四九号	東白川郡矢祭町大字小 田川字春田一番一地从 先から 同 郡同 町大字宝 坂字中平一二番二地从 先まで 東白川郡矢祭町大字小 田川字春田一番一地从 先から 同 郡同 町大字宝 坂字高渡一三三番一地从 先まで	変更前 A 四・五〇 二一・六〇	B 一七・五〇 五三・〇〇	二、六一七・九〇 七九一・三〇

変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
双葉郡富岡町大字上手 岡字下千里一三九番地 先から 同 郡同 町大字上手 岡字上千里一四五番地 先まで 双葉郡富岡町大字上手 岡字下千里一三九番地 先から 同 郡同 町大字上手 岡字後田四六番三地从 先まで	A 一〇・四〇 一九・〇〇	四三八・三〇 七七八・〇〇

福島県告示第六百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に
ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路
計画課及び福島県南建設事務所で令和四年九月三十日から二週間一般の縦覧に供する。
令和四年九月三十日

福島県知事 内堀 雅 雄

(道路計画課)

路線名	区 間	変更前 の 変更後 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 三四九号	東白川郡矢祭町大字下 関河内字表木三〇二番 地先から 同 郡同 町大字上 関河内字上町一八番一 地从先から	変更前 A 一三・三〇 五一・二〇	B 一七・五〇 五三・〇〇	七六九・八〇 七六九・八〇

変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
先まで 東白川郡矢祭町大字宝 坂字高渡一三三番一地从 先から 同 郡同 町大字宝 坂字中平一二番二地从 先まで 東白川郡矢祭町大字小 田川字春田一番一地从 先から 同 郡同 町大字宝 坂字高渡一三三番一地从 先まで 東白川郡矢祭町大字小 田川字春田一番一地从 先から 同 郡同 町大字宝 坂字高渡一三三番一地从 先まで	C 九・二〇 八三・〇〇	一、四二八・七〇 七九一・三〇 一、四二八・七〇

地先まで

(道路計画課)

福島県告示第六百六十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で令和四年九月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年九月三十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道三四九号	東白川郡矢祭町大字下関河内字宮平二〇番四地先から同 郡同 町大字小田川字中山一〇八番七地先まで	令和四年九月三〇日

(道路計画課)

福島県告示第六百六十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和四年九月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年九月三十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道広野小高線	南相馬市小高区村上字逆堰九番三地先から同 市小高区塚原字白金田一一二番地先まで	令和四年一〇月一日

(道路計画課)

福島県告示第六百六十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所

設事務所で令和四年九月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年九月三十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道三四九号	東白川郡矢祭町大字宝坂字高渡一三三番一地先から同 郡同 町大字宝坂字中平一二番二地先まで	令和四年九月三〇日

(道路計画課)

福島県告示第六百六十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所

令和四年九月三十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道三四九号	東白川郡矢祭町大字下関河内字表木三〇二番地先から同 郡同 町大字上関河内字上町一八番一地先まで	令和四年一〇月一日

(道路計画課)

福島県告示第六百六十六号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路及びその区間を次のとおり指定した。

令和四年九月三十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区間
県道須賀川二本松線	須賀川市千日堂一番四地先から同市大町三〇〇番三地先までの上り線

須賀川市南町九六番四地先から同市大町一九六番一地先までの下り線

(道路計画課)

福島県告示第六百六十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により指定された土砂災害警戒区域の全部について次のとおり指定を解除する。

令和四年九月三十日

福島県知事 内堀雅雄

山根	区域名	区	域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
	耶麻郡猪苗代町大字蚕養字山根			急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

〔次の図〕は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

(砂防課)

福島県告示第六百六十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の全部について次のとおり指定を解除する。

令和四年九月三十日

福島県知事 内堀雅雄

山根	区域名	区	域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲及び自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃
	耶麻郡猪苗代町大字蚕養字山根			急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

〔次の図〕は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害特別警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

福島県告示第六百六十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和四年九月三十日

福島県知事 内堀雅雄

一 土砂災害警戒区域

山根	区域名	区	域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
	白津沢			土石流	次の図のとおり
乙	同	郡	同	町	大字蚕養字山根
					急傾斜地の崩壊

二 土砂災害特別警戒区域

山根	区域名	区	域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲及び自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃
	耶麻郡猪苗代町大字蚕養字山根			急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

〔次の図〕は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害警戒区域又は当該土砂災害特別警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

(砂防課)

福島県告示第六百七十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第十八条第一項の規定により、県中都市計画道路を変更した。この変更に係る関係図書を次のとおり縦覧に供する。

令和四年九月三十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 新たに都市計画に含まれる土地の区域
郡山市富久山町福原字陣場の一部の区域
- 二 縦覧に供する図書
総括図、計画図及び計画書の写し
- 三 縦覧場所
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県中建設事務所企画管理部企画調査課
(都市計画課)

福島県告示第六百七十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第十八条第一項の規定により、双葉都市計画公園を変更した。この変更に係る関係図書を次のとおり縦覧に供する。

令和四年九月三十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 新たに都市計画に含まれる土地の区域
双葉町大字両竹字増田の一部の区域
- 二 都市計画から除外される土地の区域
双葉町のうち、大字両竹字増田、大字中野字宮ノ脇、字渋江及び字羽山前の各一部の区域
- 三 縦覧に供する図書
総括図、計画図及び計画書の写し
- 四 縦覧場所
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課
(都市計画課)

福島県告示第六百七十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第十八条第一項の規定により、浪江都市計画公園を変更した。この変更に係る関係図書を次のとおり縦覧に供する。

令和四年九月三十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 新たに都市計画に含まれる土地の区域
浪江町のうち、大字両竹字森合、字的場及び大字中浜字西川原の各一部の区域
- 二 縦覧に供する図書
総括図、計画図及び計画書の写し
- 三 縦覧場所
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課

公 告

(都市計画課)

公告第227号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県会津家畜保健衛生所ほか13施設の電気供給業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和4年9月30日

福島県知事 内堀雅雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 福島県会津家畜保健衛生所ほか13施設の電気供給業務 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 仕様書による。
- (3) 供給期間 令和5年1月1日から同年12月31日まで
- (4) 供給場所 福島県会津家畜保健衛生所（福島県会津若松市高野町大字上高野字村前90番地）ほか13施設

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者として登録を受けている者であること。
- (5) 福島県が示す予定使用電気量と同程度の電気供給実績があり、かつ、供給開始日から確実に安定した供給ができる者であること。
- (6) 福島県電力の調達に係る環境配慮方針第5条に定める入札参加資格要件を満たす者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)から(6)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和4年10月24日（月）午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県農林水産部農林水産総室農林総務課

電話024-521-7392

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、令和4年10月24日（月）午後5時15分まで必着とする。

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において、令和4年9月30日（金）から同年10月24日（月）まで（土曜日及び日曜日並びに同月10日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和4年10月11日（火）午後5時15分までに必着で請求すること。

6 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 日時 令和4年11月9日（水）午後1時30分
- (2) 場所 福島県庁本庁舎4階401会議室（福島県福島市杉妻町2番16号）
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和4年

11月8日（火）午後5時15分までに3に掲げる場所に必着とする。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

9 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価（kW単価（小数点以下を含むことができる。））。同一月においては単一のものとする。）及び使用電力量に対する単価（kWh単価（小数点以下を含むことができる。））。同一月においては単一のものとする。）を根拠とし、県が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価を入札金額とすること。なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Electricity Supply for use at Aizu Livestock Hygiene Service Centre and 13 other facilities
1 set
- (2) Time-limit of tender (by hand): 1:30 p.m., 9 November 2022
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:15 p.m., 8 November 2022
- (4) Contact point for the notice: General Affairs Division, Agriculture, Forestry and Fishery Section, Agriculture, Forestry and Fishery Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7392

（農林総務課）

公告第228号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県河川流域総合情報システムクラウド基盤構築及び運用環境の提供業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和4年9月30日

福島県知事 内堀雅雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 福島県河川流域総合情報システムクラウド基盤構築及び運用環境の提供業務 一式

- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書及び特記仕様書による。
 - (3) 契約期間 契約締結日から令和10年3月31日まで
 - (4) クラウド基盤構築期間 契約締結日から令和5年1月31日まで
 - (5) クラウド基盤運用環境の提供期間 令和5年2月1日から令和10年3月31日まで
 - (6) 納入場所 福島県土木部河川港湾総室河川整備課
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- 次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (2) 3に掲げる日から入札の日までの間、福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
 - (4) 過去15年以内に、国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人からクラウド基盤の納入及び運用保守を直接受託し履行した実績があり、かつ、確実に履行できる者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
- 入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和4年10月17日（月）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、同日午後5時まで必着とする。
- 郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県土木部土木総室土木総務課
電話024-521-7456
- 4 契約条項を示す場所及び期間
- 3に掲げる場所において、令和4年9月30日（金）から同年10月17日（月）まで（土曜日及び日曜日並びに同月10日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで
- 5 入札説明書等の閲覧
- 次により、入札説明書、特記仕様書、申請書等を閲覧に供する。
- (1) 閲覧期間 4に掲げる期間に同じ。
 - (2) 閲覧場所 3に掲げる場所に同じ。
 - (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙100枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所に令和4年10月12日（水）午後5時までに必着で請求すること。
- 6 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日時 令和4年11月9日（水）午前11時
 - (2) 場所 福島県庁本庁舎4階土木総務課分室（福島県福島市杉妻町2番16号）
 - (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和4年11月8日（火）午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。
- 7 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札に参加を希望する者に要求される事項
- この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 9 入札の無効
- 2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示

す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

10 その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be constructed and required: Cloud Infrastructure of the River and Rain Integrated Information System for Flood Control in Fukushima 1 set
- (2) Time-limit of tender (by hand): 11:00 a.m., 9 November 2022
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 8 November 2022
- (4) Contact point for the notice: General Affairs Division, Public Works Section, Public Works Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7456

(土木総務課)

福島県公安委員会告示第60号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の規定により、運転免許取得者等教育の認定をした。

令和4年9月30日

福島県公安委員会委員長 森岡幸江

- 1 運転免許取得者等教育の認定をした者の名称及び住所並びに代表者の氏名並びに運転免許取得者等教育の業務を行う施設の名称及び所在地

名称	住所	代表者の氏名	施設の名称	施設の所在地
株式会社南湖自動車学校	福島県白河市白坂一里段6番地236	小櫻 恵	南湖自動車学校	福島県白河市白坂一里段6番地236
株式会社矢吹自動車教習所	福島県西白河郡矢吹町小松358番地	高田 義弘	矢吹自動車教習所	福島県西白河郡矢吹町小松358番地
黒井産業株式会社	山形県山形市宮町二丁目11番9号	高橋 博剛	会津自動車学校	福島県会津若松市神指町東城戸247番地

- 2 認定をした運転免許取得者等教育の課程の区分及び名称

- (1) 南湖自動車学校
運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第1条第3号に掲げる課程 高齢者ドライバー教育
- (2) 矢吹自動車教習所
規則第1条第3号に掲げる課程 運転免許取得者等教育（高齢者講習同等）
- (3) 会津自動車学校
規則第1条第3号に掲げる課程 運転免許取得者等教育（高齢者講習同等）

- 3 認定年月日

令和4年9月12日

（運転免許課）

福島県公安委員会告示第61号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の3第1項の規定により、運転免許取得者等検査の認定をした。

令和4年9月30日

福島県公安委員会委員長 森岡幸江

- 1 運転免許取得者等検査の認定をした者の名称及び住所並びに代表者の氏名並びに運転免許取得者等検査の業務を行う施設の名称及び所在地

名称	住所	代表者の氏名	施設の名称	施設の所在地
株式会社南湖自動車学校	福島県白河市白坂一里段6番地236	小櫻 恵	南湖自動車学校	福島県白河市白坂一里段6番地236
株式会社矢吹自動車教習所	福島県西白河郡矢吹町小松358番地	高田 義弘	矢吹自動車教習所	福島県西白河郡矢吹町小松358番地
黒井産業株式会社	山形県山形市宮町二丁目11番9号	高橋 博剛	会津自動車学校	福島県会津若松市神指町東城戸247番地

- 2 認定をした運転免許取得者等検査の方法の区分及び名称

- (1) 南湖自動車学校
 - ア 運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号。以下「規則」という。）第1条第1号に掲げる方法 運転免許取得者等検査（認知機能検査同等）
 - イ 規則第1条第2号に掲げる方法 運転免許取得者等検査（運転技能検査同等）

- (2) 矢吹自動車教習所
ア 規則第1条第1号に掲げる方法 運転免許取得者等検査 (認知機能検査同等)
イ 規則第1条第2号に掲げる方法 運転免許取得者等検査 (運転技能検査同等)
- (3) 会津自動車学校
ア 規則第1条第1号に掲げる方法 運転免許取得者等検査 (認知機能検査同等)
イ 規則第1条第2号に掲げる方法 運転免許取得者等検査 (運転技能検査同等)
- 3 認定年月日
令和4年9月12日

(運転免許課)

福島海区漁業調整委員会

福島海区漁業調整委員会指示第四号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百二十条第一項の規定により、次のとおり指示する。

令和四年九月三十日

福島海区漁業調整委員会

会長 今野 智 光

福島県漁業調整規則(令和二年福島県規則第六十八号)第四十一条の二第一号から第五号までに規定する区域においては、令和四年十月十五日から同年十一月十四日までの間は、はえなわ漁業を営んではならない。